

指針該当条文	評価項目 ☆は、現認、ヒアリング等を主体として確認すべき事項を示す。	判定	判断材料となった書類 の名称、ヒアリング者等	書類等の記載事項、 ヒアリング日時等	判断理由
	(4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期				
	(5) 安全衛生計画の期間				
	(6) 安全衛生計画の見直しに関する事項				
	【建設現場における評価項目】				
	2. 建設現場に係る安全衛生計画に、次の事項についての具体的な実施事項、日程等が含まれているか。				
	(1) 労働安全衛生関係法令等及び危険性又は有害性等の調査の結果に基づき決定された措置の内容及び実施時期に関する事項				
	(2) 日常的な安全衛生活動				
	(3) 安全衛生教育の内容及び実施時期				
	(4) 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期				
	(5) 安全衛生計画の期間				
	(6) 安全衛生計画の見直しに関する事項				
○安全衛生計画の実施等 (第13条関係)	1. 安全衛生計画を実施するための手順が文書により定められているか。				
	2. 1 の手順に基づき、安全衛生計画に定める事項のうち、店社において実施すべき事項が実施されているか。	☆			
	【建設現場における評価項目】	☆			
	3. 1 の手順に基づき、建設現場に係る安全衛生計画に定める事項が実施されているか。				
(第2項関係)	1. 安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他の関係者に周知されているか。				
	【建設現場における評価項目】				
	2. 建設現場に係る安全衛生計画を実施するために必要な事項が労働者及び関係請負人その他関係者に周知されているか。				
○緊急事態への対応(第14条関係)	1. 緊急事態が生ずる可能性を評価しているか。	☆			
	2. 緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。 *「緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置」には、以下の事項が含まれていること。 (1) 被害を最小限に食い止め、かつ、拡大を防止するための措置 (2) 各部署の役割及び指揮命令系統の設定 (3) 避難訓練の実施	☆			
	【建設現場における評価項目】	☆			
	3. 建設現場において緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めているか。				